

いずみ なんぶともえがわりゅういきまも かい  
**泉・南部巴川流域守る会（笠間市）**

**積極的な農地維持活動と美しい景観を育む地域活動**

**1 活動組織の概要**

取組開始年度	平成 25 年度
組織構成	12 集落，農業者 149 名，非農業者 25 名，子供会，老人会，消防団ほか
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同，長寿命化）
対象農用地	68.5ha（全水田）
対象施設	開水路 15.7km，パイプライン 16.5km，農道 16.3km，ため池 5 ヲ所
交付金額（H29）	6,029 千円



遊休農地発生防止のための保全管理



水路の補修

**2 主な活動内容**

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（4 月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（4 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（5 月）</li> <li>地域住民との意見交換会の開催（8 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路，路肩，法面の草刈り（4 月，5 月，7 月，9 月）</li> <li>用水施設の機能診断，保守（5 月）</li> <li>景観形成のための植栽（8 月，11 月）</li> <li>水質調査（4 月，5 月，7 月）</li> <li>生物調査（8 月）</li> </ul>

**3 地域の状況と取り組みへのきっかけ**

- ・本地域は，笠間市南部の愛宕山の南側に位置し，水田と梨や柿などの果樹栽培が盛んな地域です。
- ・地域内の農地，農業施設などの地域資源の適切な保全管理に向けて，地域住民も巻き込んで，平成 25 年度に組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・資源向上支払のうち、農村環境保全活動において3個以上のテーマを選択し活動を実施しています。
- ・子供会と連携した生き物調査、「ともえがわ花園」を複数箇所に設置し、子供会、老人会と連携して、ヒマワリやグラジオラス等季節に合わせた景観形成のための植栽、役員を中心とした水質調査などを通して地域住民との交流機会の創出に努めています。
- ・また、活動内容をまとめた広報紙を配布し、活動に対する理解促進を図っています。



地域の子どもたちと生物調査



広報紙の発行



水路の水質検査



ヒマワリの植栽

#### 5 取組の成果・効果

- ・地域共同の取組により、農地や農業用施設の維持管理につながりました。
- ・植栽、水質調査などを通じて、農村環境の景観形成につながり、活動内容については、広報誌を発行し、地域に周知しています。

# 茨城県土地改良事業団体連合会長賞

いたこしきたうらがんしぜん まも かい  
 潮来市北浦湖岸自然を守る会（潮来市）

## 農地・水は郷土の宝 皆で守ろう北浦湖畔

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	6 集落，農業者 408 名，非農業者 109 名，子供会，シニアクラブ，PTA ほか
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同，長寿命化）
対象農用地	207.93ha（水田 205.34ha，畑 2.59ha）
対象施設	開水路 34.9km，パイプライン 39.3km，農道 27.0km，ため池 1カ所
交付金額（H29）	19,018 千円



機場周辺の土留め工事



揚水試運転・施設の整備

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（5月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（6月）</li> <li>農業者（土地持ち非農家含む）による検討会の開催（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地発生防止の保全活動（6月，10月）</li> <li>水路，路肩，法面の草刈り（6月，10月）</li> <li>水路の泥上げ（10月，11月，12月）</li> <li>用水施設の機能診断，保守（5月）</li> <li>景観形成のための植栽（5月，7月，12月）</li> <li>水質調査（6月，7月）</li> <li>小学生を対象に田植え（5月），稲刈り体験（9月）を実施</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・ 本地域は，潮来市の北部に位置し北浦湖畔に面した平坦な田園地帯です。
- ・ 農地や周辺の自然環境等の地域資源の保全，次世代の担い手育成のため，平成 27 年度に潮来市北浦湖岸土地改良区の組合員が母体となって組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 小学校と連携し、遊休農地へのヒマワリの植栽，米作り体験，生き物調査など地域の将来を担う子供達に環境保全や食の大切さを伝える活動を積極的に行っています。
- ・ 地域住民との意見交換会等を通じて地域住民の交流の機会を増やし，地域コミュニティの活性化に貢献しています。



水路際の草刈り



遊休農地の保全活動（ヒマワリの植栽）



自然を守る会による水質調査



排水路の一斉泥上げ

#### 5 取組の成果・効果

- ・ 地元小学校と連携し，植栽，米作り体験などを行うことで，将来世代の農業農村に対する理解が深まりました。
- ・ 市民運動会で広報活動を行うことで，農村コミュニティの強化につながりました。
- ・ 多様な団体との連携を図り，地域住民の理解を深めることで，地域全体で農地を守っていけるよう活動を継続していきたいと考えています。

## 茨城県農林水産部長賞

しもくにいじゅうかんきょうほ ぜん かいかつどうそしき

### 下国井住環境保全の会活動組織（水戸市）

## 農村文化の伝承と地域で守る農村環境

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 24 年度
組織構成	14 集落，農業者 147 名，非農業者 67 名，子供会，長寿会
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同，長寿命化）
対象農用地	61.45ha（水田 58.95ha，畑 2.5ha）
対象施設	開水路 6.5km， $\pi^{\circ}$ イ $\pi^{\circ}$ ラ $\pi^{\circ}$ 8.4km，農道 11.5km
交付金額（H29）	5,550 千円



水路の泥上げ



水路の保安全管理

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"><li>施設の点検，機能診断（3月，4月，11月）</li><li>遊休農地発生状況調査（3月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年度活動計画の策定（4月）</li><li>地域住民との意見交換会の開催（4月，7月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>遊休農地発生防止の保全活動（4月，6月，9月）</li><li>水路，路肩，法面の草刈り（4月，7月）</li><li>水路の泥上げ（4月）</li><li>用水施設の機能診断，保守（4月，11月）</li><li>ホタル生息地の整備，生息状況の観察会（6月）</li><li>サツマイモ収穫祭の実施（11月）</li></ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，水戸市の北西部に位置する平坦な田園地帯です。地域の少子高齢化に伴い，個人による農村環境保安全管理が困難になり，住民間のコミュニケーションの希薄化が進行していました。
- ・これらの問題を解決し「住みやすい地域環境づくり」を実現するため，平成 24 年度に活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 集落内の小学校に加えて、水戸市街地の小学校も参加し、ホタル生息地の整備及び生育状況の観察会、田植や収穫体験等の農村環境保全活動を実施しています。



学校教育と連携した田植え体験の実施



地域住民との交流（ホタル観賞会）



他地域の小学生・保護者との交流（サツマイモ収穫体験・収穫祭）



#### 5 取組の成果・効果

- ・ 地域住民、学校教育（集落内と市街地の小学校）と連携し、施設の維持管理、生き物調査、収穫体験、植栽活動等の農村環境保全活動を行い、農村コミュニティの強化につながりました。
- ・ 地区内 14 集落の非農家を含めた全員（約 200 人）が清掃活動に参加するようになり、農村コミュニティの振興、環境美化意識の向上につながりました。

# 茨城県農林水産部長賞

きだまりちくしげんほぜんかい  
木田余地区資源保全会（土浦市）

## みんなで協力してレンコン田を守ろう

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	1 集落， 農業者 125 名， 自治会， 土地改良区ほか
支払区分	農地維持支払， 資源向上支払（共同）
対象農用地	42.91ha（水田 41.74ha， 畑 1.17ha）
対象施設	開水路 17.9km
交付金額（H29）	2,294 千円



水路の泥上げ



農道の草刈り

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"><li>施設の点検，機能診断（4月）</li><li>遊休農地発生状況調査（4月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年度活動計画の策定（3月）</li><li>地元文化祭にて広報活動（11月）</li><li>農業者（土地持ち非農家含む）による検討会の開催（5月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>遊休農地発生防止の保全活動（6月）</li><li>水路，路肩，法面の草刈り（4月）</li><li>水路の泥上げ（4月）</li><li>用水施設の機能診断，保守（4月）</li><li>景観形成のための植栽（5月）</li><li>水質調査（5月）</li></ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地区は，土浦市の南東部に位置し，ハスやレンコン栽培が盛んな地域です。
- ・本交付金に取り組む以前から，農業者による農地の保全や農業用施設の維持管理を行っていましたが，農業者の高齢化や後継者不足問題が懸念されていました。
- ・これらの問題を解決するために，平成 27 年度に農家組合が中心となって組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・地域の文化祭において、特産品であるレンコンを使った料理の試食会を行っています。
- ・農家組合を中心に区長会、奉賛会などの組織と一体となって地域住民全体で取り組んでいます。



景観形成と看板の設置



地域の文化祭にて広報P R 活動



水質調査の実施



地域住民とのごみ拾い

#### 5 取組の成果・効果

- ・組織として、地元の祭りに参加することで、地域住民とのつながりや活動への理解が深まるとともに、特産品のP Rを行うことで、地域農業の活性化につながりました。
- ・多くの方に組織運営に携わってもらうことで、リーダーの育成を図っていきます。



ぬまおしぜん まも かい  
沼尾自然を守る会（鹿嶋市）

## 地域全体で守る農村環境

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 25 年度
組織構成	1 集落，農業者 17 名，非農業者 9 名，女性会，シニアクラブほか
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同）
対象農用地	25.2ha（全水田）
対象施設	開水路 5.0km，ハ イ°ラ イ 6.3km，農道 3.8km
交付金額（H29）	1,260 千円



水路の泥上げ



路肩の草刈り

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（5月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（5月）</li> <li>活動状況の広報誌の配布（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地発生防止の保全活動（7月，10月）</li> <li>水路，路肩，法面の草刈り（7月，10月）</li> <li>農道への砂利補充（7月）</li> <li>水路の泥上げ（11月）</li> <li>用水施設の機能診断，保守（5月）</li> <li>景観形成のための植栽（6月，10月）</li> <li>遊休農地へのサツマイモの作付け（6月）</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，鹿嶋市の南西部に位置する北浦湖畔に面した平坦な田園地帯です。
- ・本交付金に取り組む以前から，農業者による農地の保全や農業用施設の維持管理を行っていましたが，高齢化等により維持管理体制が脆弱化しつつあり，耕作放棄地も徐々に増加していました。
- ・これらの問題を解決するために，平成 25 年度に組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・地元のシニアクラブ（沼尾寿会）と連携し，遊休農地を活用してのコスモスや菜の花の植栽活動，サツマイモの栽培，さらに食を通しての交流会で地域の連帯感と活動に対する理解を深めています。
- ・組織の活動を地域住民に理解してもらうために活動状況の広報紙を配布し，地区内への周知を図っています。



農道への砂利補充



シニアクラブとの交流会



菜の花の植栽活動



遊休農地でのサツマイモの栽培

#### 5 取組の成果・効果

- ・今後の農地の保全について，意見交換を行い，地域全体で保全管理する体制づくりを進めています。
- ・地域住民から「道路の見通しや景観がよくなった」との声もあり，地域の結びつきが強まりました。
- ・農地の集積の推進，生産法人等との交流を促すことで，活動を活発化させていきます。

## 茨城県農林水産部長賞

おぬきちいきしげんほぜんかい

### 小貫地域資源保全会（常陸大宮市）

## 農業由来の文化伝承による地域交流活性化と自主施工による環境改善

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	1 集落， 農業者 83 名， 非農業者 30 名， 子供会， 水利組合， 消防団ほか
支払区分	農地維持支払， 資源向上支払（共同， 長寿命化）
対象農用地	60.6ha（水田 57.25ha， 畑 3.35ha）
対象施設	開水路 16.5km， 農道 14.0km
交付金額（H29）	5,437 千円



水路の補修



自主施工による水路の嵩上げ工事

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（4月，8月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（4月，8月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（4月）</li> <li>農業者（土地持ち非農家含む）の検討会の開催（10月，3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地発生防止の保全活動（7月，10月）</li> <li>水路，路肩，法面の草刈り（6月，7月，8月）</li> <li>水路の泥上げ（6月，7月，8月）</li> <li>用水施設の機能診断，保守（4月，8月）</li> <li>景観形成のための植栽（4月，10月）</li> <li>農村文化の伝承事業の藁人形作成（8月） ※伝統祭事オカシマサマに使用</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，常陸大宮市の北部に位置し，久慈川左岸に主要な農用地がある地域です。少子高齢化や担い手不足により，農地や農業用施設を適正に維持管理することが困難になりつつあり，耕作放棄地も増加していました。
- ・これらの問題を解決するために，平成 27 年度に組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・地域の高齢化により10年以上前に途絶えていた伝統祭礼「オカシマサマ（害虫・疫病除け）」を復活させ、その祭事の際に神社に奉納する藁人形作りの伝承を行っています。
- ・水路の嵩上げ等、有識者の協力を得ながら自主施工することにより、地域の農業施設の維持管理への意識も高まり若い世代の共同活動への参加が増加しました。



遊休農地保全のための植栽を実施



自主施工による嵩上げ工事済みの水路



コスモスの植栽・看板を設置



伝統祭事「オカシマサマ」の復活

#### 5 取組の成果・効果

- ・地域の伝統行事「オカシマサマ」を復活させ、お年寄りから子どもまで、幅広い層の交流の場の提供につながりました。
- ・これまで外注してきた工事を自主施工することで、地域の維持管理への意識が高まりました。
- ・少子高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されるなか、農地環境の改善につながりました。

## 茨城県農林水産部長賞

かりやどおいごちく のうそんほぜんきょうぎかい  
借宿生子地区農村保全協議会（坂東市）

### 豊かな環境（基盤整備） 地域みんなで環境保全を！！

#### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	7 集落，農業者 194 名，非農業者 160 名，子供会，母の会，シニアクラブほか
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同）
対象農用地	102.58ha（水田 9.98ha，畑 92.6ha）
対象施設	開水路 1.3km，パイプライン 2.9km，農道 1.8km
交付金額（H29）	1,731 千円



水路の泥上げ



畦畔の再構築，農地法面の初期補修

#### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（6月，10月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（6月，10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（6月）</li> <li>地域住民との意見交換会の開催（1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地発生防止の保全活動（5月，11月）</li> <li>水路，路肩，法面の草刈り（6月，10月）</li> <li>水路の泥上げ（3月）</li> <li>用水施設の機能診断，保守（6月，10月）</li> <li>景観形成のための植栽（7～11月）</li> <li>農地周辺のごみ拾い，不法投棄防止巡回の実施（5月）</li> </ul>

#### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，坂東市の中部に位置する平坦で広大な畑作を主とする農業地域で，畑総維持管理組合を運営していく中で，地域全体での交流が増えてきました。
- ・農業者の高齢化や後継者不足により，農地や農業用施設を適正に維持管理することが難しくなってきました。そこで，地域全体での農地の保全が急務となり，これらの問題を解決するため，平成 27 年度に組織を設立し活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 景観形成及び農地法面の保護を目的に、コスモスの植栽を幹線道路沿いに全長 3km で実施し、広報用のぼり旗を設置して、PR 活動を行っています。さらに害虫が農作物等に付着しないなどの効果もあり、防虫作用として農作物等への影響も少なくなっています。
- ・ コスモスの植栽は当協議会や畑総維持管理組合、シニアクラブ等の大勢の方々の協力によって、華やかなコスモス街道を形成しています。地域の交流を深める機会として、地元の保育園児にも参加していただき、コスモス観賞会を行い、楽しいひと時を過ごしました。



農地法面にコスモスの植栽（全長 3km）  
広報用のぼり旗の設置



水路等の草刈り



地元の保育園児との交流



周辺のごみ拾い

#### 5 取組の成果・効果

- ・ 生産性の高い優良農地を維持し、白菜、レタス、ネギなどの高収益作物を安定的に生産する「儲かる農業」を展開しています。
- ・ 地域（7 集落）の枠を越え共同活動を継続して行うことにより、構成員の農地保全に対する意識が向上しました。また、畑地法面へのコスモス植栽、コスモス観賞会による世代間交流を行うことにより、地域の繋がりが強くなりました。
- ・ 首都圏近郊の農村地帯としての立地条件を活かし、今後も環境保全活動を継続し、さらに環境にやさしい農業を目指します。

## 茨城県農林水産部長賞

あおこしんでんかつどうそしき

### 青古新田活動組織（つくばみらい市）

## 美しく人にやさしい地域

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	1 集落，農業者 30 名，非農業者 54 名，青年会，自治会ほか
支払区分	農地維持支払，資源向上支払（共同）
対象農用地	35.75ha（水田 27.15ha，畑 8.6ha）
対象施設	開水路 9.9km，農道 5.9km
交付金額（H29）	1,762 千円



保全されている水路



草刈の実施

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"><li>施設の点検，機能診断（1月）</li><li>遊休農地発生状況調査（2月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年度活動計画の策定（3月）</li><li>農業者に対する意向調査の実施（11月）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>遊休農地発生防止の保全活動（2月）</li><li>水路，路肩，法面の草刈り（6月，7月，10月）</li><li>水路の泥上げ（2月）</li><li>用水施設の機能診断，保守（1月）</li><li>景観形成のための植栽（5月）</li><li>五穀豊穡の百万遍の実施（4～10月）</li></ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，つくばみらい市の南部に位置する平坦な田園地帯です。
- ・本交付金に取り組む以前から，農業者による農業用施設の維持管理を行っていましたが，農業者の高齢化や後継者不足問題が懸念されていました。
- ・これらの問題を解決し「美しく人にやさしい地域」をスローガンに，平成 27 年度に組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 景観形成のため、水路法面に色合いが鮮やかな芝桜を植栽し、遠くからも見ごたえがあります。
- ・ 組織の青年会が行っている五穀豊穡を祈念する伝統行事を水稻種まき，田植え，実りの時期，収穫と季節ごとに実施しています。



芝桜の植栽



伝統祭礼（田植えの百万遍）の実施



雑草対策



植栽地への防草シート設置・除草作業

#### 5 取組の成果・効果

- ・ 農村地帯の高齢化が進んでいるなか、地域の若手が中心となり、活動を実施しています。
- ・ 五穀豊穡を祈念する伝統行事（種まき～収穫）を実施し、次世代への文化継承を行っています。
- ・ 植栽を通じて景観形成への意識向上になるとともに、清掃や周辺環境の保全の意識にもつながっています。



## 茨城県農林水産部長賞

しもやまかわ ち く しげんほぜんきょうぎかい

### 下山川地区資源保全協議会（八千代町）

## 咲かせよう 人の和・花の輪・地域の和

### 1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 21 年度
組織構成	1 集落， 農業者 51 名， 非農業者 21 名， 子供会， 婦人会， 粋友会ほか
支払区分	農地維持支払， 資源向上支払（共同， 長寿命化）
対象農用地	99.69ha（水田 89.5ha， 畑 10.19ha）
対象施設	開水路 8.3km， パイプライン 12.3km， 農道 11.8km
交付金額（H29）	8,445 千円



水路・農道の草刈り



機場・水路の泥上げ

### 2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検，機能診断（4月，9月）</li> <li>遊休農地発生状況調査（4月）</li> <li>異常気象時の点検（10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度活動計画の策定（4月）</li> <li>啓発看板設置（6月）</li> <li>地域住民との意見交換会の実施（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成のための植栽（4～3月）</li> <li>畦畔，農用地法面，水路，農道の草刈り（6～10月）</li> <li>親子空き缶清掃（7月）</li> <li>コスモス祭り（10月）</li> <li>機場，水路の泥上げ（3月）</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，結城郡八千代町の北西部に位置し，県営特殊ほ場整備事業山川沼地区（S44～S54）として整備されましたが，農業用施設の老朽化や維持管理費の増加が懸念されていました。
- ・このため，農業用施設の維持補修に併せ，地域の活性化，住民の交流を目的に平成 21 年度に組織を設立し，活動を開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・若い世代（20～40 歳代）で構成されている粋友会が加入し、幅広い世代で活動を行っております。活動参加人数は粋友会加入前と比べると1.2倍になりました。
- ・景観形成のため、年間を通して花壇の植栽、手入れを行っています。季節感のある花を植栽し、大小数箇所ある花壇が地域に彩りを添えています。
- ・地域住民の交流の場として、コスモス祭を開催しています。多くの住民が参加し、貴重な意見交換の場としても役割を果たしています。



地域住民との交流会の開催（コスモス祭）



水路の補修（柵板の土留め）



コスモスの植栽



ひまわりの植栽とPR用看板の設置

#### 5 取組の成果・効果

- ・農家、非農家が一体となって、草刈りや植栽を行うことで、地域の交流が活発になるとともに、地域のつながりが強化されたことで、防犯、防災にも効果がありました。
- ・植栽活動はその活動が評価され、八千代町の花壇コンクールで最優秀賞を受賞しました。町内、町外から花壇を見に来られる方も多くいらっしゃいます。
- ・将来の担い手育成のため、子供たちとの活動、交流を重要視しています。現在は親子空き缶清掃を行っていますが、今後も子供たちとの交流機会を増やし、後継者・担い手確保に向けて活動していきます。

## 平成29年度 多面的機能支払交付金取組状況

No	市町村名	活動組織数		農振農用地 面積 (ha)	認定面積 (ha)	取組率 (%)
			うち新規			
1	常陸太田市	19	0	4,187	1,455	35%
2	常陸大宮市	24	3	3,449	1,098	32%
3	那珂市	22	2	2,244	898	40%
4	東海村	1	1	628	116	19%
5	大子町	1	0	1,426	495	35%
6	日立市	1	0	317	10	3%
7	高萩市	9	1	1,165	200	17%
8	北茨城市	3	0	1,230	91	7%
9	水戸市	51	3	4,567	2,178	48%
10	笠間市	38	3	3,279	1,451	44%
11	ひたちなか市	4	2	1,350	215	16%
12	小美玉市	17	1	4,619	613	13%
13	茨城町	33	4	3,942	1,187	30%
14	大洗町	1	0	430	106	25%
15	城里町	5	0	2,208	358	16%
16	鹿嶋市	2	0	1,508	91	6%
17	潮来市	6	0	1,867	431	23%
18	神栖市	2	0	1,671	137	8%
19	行方市	19	2	5,582	1,696	30%
20	鉾田市	3	3	8,309	242	3%
21	土浦市	9	0	2,429	973	40%
22	石岡市	32	0	4,713	1,302	28%
23	取手市	3	0	1,362	271	20%
24	つくば市	35	4	6,728	2,348	35%
25	守谷市	2	0	561	510	91%
26	かすみがうら市	21	0	3,188	1,335	42%
27	つくばみらい市	16	2	3,304	780	24%
28	龍ヶ崎市	6	1	2,270	316	14%
29	牛久市		0	872	0	0%
30	稲敷市	45	2	7,785	4,578	59%
31	美浦村	2	0	934	140	15%
32	阿見町	11	0	1,664	333	20%
33	河内町	2	1	2,428	295	12%
34	利根町	2	0	1,188	97	8%
35	結城市	22	1	3,168	909	29%
36	下妻市	14	0	3,448	514	15%
37	常総市	11	3	4,285	553	13%
38	筑西市	27	1	8,827	1,083	12%
39	桜川市	71	0	4,034	1,929	48%
40	八千代町	9	0	2,841	660	23%
41	古河市	7	1	3,473	589	17%
42	坂東市	7	0	3,948	477	12%
43	五霞町		0	833	0	0%
44	境町	3	1	1,598	137	9%
計	取組市町村 (42)	618	42	129,855	33,195	26%

※数字は農地維持支払交付金の組織数、認定面積

※活動組織数：市町村跨り組織は、面積の大きい方の市町村に計上

※農振農用地面積：県農業政策課（H28.12月時点）

※取組率：農振農用地面積に占める認定面積の割合



# 多面的機能支払交付金

農業・農村には洪水や土砂崩れの防止，自然環境の保全，美しい風景の形成などの様々な働き（**多面的機能**）があります。この多面的機能が発揮されるよう，地域共同で行う地域資源（農地，水路，農道等）の基礎的保安全管理，質的向上を図る共同活動，施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。

## 農地維持支払交付金

- ＜事業主体＞ 農業者のみ又は農業者及び地域住民等で構成された活動組織
- ＜補助対象＞ ① 地域資源の基礎的な保全活動（草刈り，水路の泥上げ，農道の砂利補充等）  
② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動
- ＜交付単価＞ 田3,000円/10a，畑2,000円/10a，草地240円/10a
- ＜負担割合＞ 国1/2， 県1/4， 市町村1/4



草刈り



水路の泥上げ



農道の砂利補充

## 資源向上支払交付金

### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動※1, 2

- ＜事業主体＞ 農業者及び地域住民等で構成された活動組織
- ＜補助対象＞ ①施設の軽微な補修，②農村環境保全活動，③多面的機能の増進を図る活動
- ＜交付単価＞ 田2,400円/10a，畑1,440円/10a，草地240円/10a
- ＜負担割合＞ 国1/2， 県1/4， 市町村1/4

### (2) 施設の長寿命化のための活動※3, 4

- ＜事業主体＞ 農業者のみ又は農業者及び地域住民等で構成された活動組織
- ＜補助対象＞ 農業用排水路，農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等
- ＜交付単価＞ 田4,400円/10a，畑2,000円/10a，草地400円/10a
- ＜負担割合＞ 国1/2， 県1/4， 市町村1/4



植栽による景観形成



水路のひび割れ補修



コンクリート水路への更新

※1 活動が5年以上の継続地区は，資源向上支払（共同）の単価が75%になります。

※2 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新などの活動になります。

※3 資源向上支払（長寿命化）の交付単価は，予算の範囲内での交付となるため，減額となる場合があります。

※4 資源向上支払（長寿命化）は，農地維持，共同活動に基本単価で配分後の予算での配分となります。

## 茨城県知事賞

ふくろぎやじかしゅうらく  
袋木屋実賀集落（常陸大宮市）

### 共同で支え合う農業生産活動

#### 1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度
協定参加者	12 名（農業者 12 名）
協定面積	4.2ha（田・緩傾斜 1/100）
管理水路・農道の長さ	水路 0.9km，農道 1.2km
交付金額（H29）	27 万円（8 割単価・個人分配率：50%）



農地法面の保全



用水路の泥上げ

#### 2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・農地法面の定期点検 定期的な点検を実施</li><li>・水路 0.9km 年 2 回清掃，草刈り</li><li>・農道 1.2km 年 1 回草刈り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺林地の下草刈り 年 2～5 回実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣害防止対策 ワイヤーメッシュの設置 及び箱わなを設置し定期的に 巡回を実施</li></ul>

#### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，常陸大宮市の北部に位置する田園地帯です。過疎地域等及び県知事特認地域に指定され平場と比較すると生産条件の格差が大きく，農業者の高齢化・後継者不足による農村環境の維持が困難な状況でした。
- ・これらの問題を解決するために，平成 13 年度から取り組みを開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 農業者の高齢化が進む中，地域のクリーン作戦と共同で草刈りを実施することにより，地域住民と一体となった保全管理体制を確立し，適切な農地の維持・保全に努めています。
- ・ 山際の農地に延長数百メートルにわたるワイヤーメッシュ柵や箱わなの設置など，地域一体となり積極的な鳥獣被害防止対策に取り組んでいる他，耕作が困難となった農地について，協定参加者の共助により，農業生産活動を持続する体制を構築しています。



ワイヤーメッシュ柵の設置



鳥獣被害防止対策（箱ワナの設置）



農道の草刈り



農地の適正管理による耕作放棄地発生防止

#### 5 取組の成果・効果

- ・ 共同活動に取り組むことで，用水路や農道などが適正に維持されています。
- ・ ワイヤーメッシュ柵の設置等により，イノシシによる被害が軽減し，農業者の耕作意欲の低下を防ぐことが出来ました。
- ・ 将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制の構築を目指して，引き続き共同活動を継続していきます。

## 美しい田園風景の保全

### 1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 27 年度
協定参加者	10 名（農業者 10 名）
協定面積	3.4ha（田・急傾斜 1/10）
管理水路・農道の長さ	水路 2.8km，農道 1.4km
交付金額（H29）	57 万円（8 割単価・個人分配率：71.5%）



適正に管理された急傾斜法面

### 2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法面の定期点検 年 4～5 回点検を実施</li> <li>・水路 2.8km 年 1 回清掃，草刈り</li> <li>・農道 1.4km 年 1 回草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成作物の作付け 彼岸花の植栽を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜（1/20 以上）での農地の適切な保全管理の実施</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，日立市の北西部に位置しており，特定農山村地域，振興山村地域に指定される条件不利地域です。年々，農業従事者の高齢化や担い手不足により，個人の負担が増加したため，農村環境の維持活動に支障をきたす恐れがありました。
- ・これらの問題を解決するために，平成 27 年度に取り組みを開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・ 傾斜（1/20 以上）が厳しい中でも、定期的な農地法面・水路・農道の管理や共同での害虫防除に取り組むなど耕作放棄地の発生防止に努めています。
- ・ 景観形成のための彼岸花の植栽活動を通じ、美しい田園風景の保全に貢献しています。



景観形成のため彼岸花の植栽を実施



病虫害防除作業の様子



適正に管理された農道

#### 5 取組の成果・効果

- ・ 急傾斜の厳しい条件で、さらに耕作者の高齢化が進む中、協定参加者による共同活動により、農業生産活動が継続されています。
- ・ 彼岸花の植栽活動により、美しい農地の景観が形成されています。
- ・ 現在の活動を継続し、今後も美しい田園風景の保全のため活動を継続していきます。



## 美しい田園風景の保全

### 1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度
協定参加者	33 名（農業者 32 名）
協定面積	23.5ha（田・緩傾斜 1/100）
管理水路・農道の長さ	水路 4.6km，農道 5.8km
交付金額（H29）	188 万円（通常単価・個人分配率：70%）



畦畔の除草作業を実施



適正に管理された農道

### 2 主な活動内容

農用地，水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>水路 4.6km 年 1 回清掃</li> <li>年 2 回草刈りを実施</li> <li>農道 5.8km 年 2 回草刈りを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成作物の作付け</li> <li>遊休農地にそば，彼岸花の植栽を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度より同集落協定において多面的機能支払交付金制度に取り組むことにより，草刈等の共同活動への意欲が高くなった。</li> </ul>

### 3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は，高萩市の南部に位置する平坦な田園地帯です。農業者の高齢化や後継者不足により，農地や農業用施設の維持管理が困難になりつつあり，耕作放棄地も増加していました。
- ・これらの問題を解決するために，平成 13 年度に取り組みを開始しました。

#### 4 特徴的な取組

- ・水路や農道の延長距離が約 5km と長いですが、清掃や草刈りの共同作業により適正に管理されています。
- ・担い手として認定農業者が積極的に活動に参加し、地域農業の体質強化に取り組んでいます。
- ・平成 28 年度から多面的機能支払交付金の取り組みも開始し、農地の維持・管理活動がより活発になっています。



共同作業により管理された畦畔



農道の草刈りを実施



遊休農地に彼岸花、そばの植栽を実施



#### 5 取組の成果・効果

- ・遊休農地の解消や農業用施設の維持管理が図れた他、共同活動がきっかけとなり、協力しながら農地を守っていく意識が向上しました。
- ・認定農業者や若手農業者が活動に加わり、将来にわたり農業生産活動が継続される体制が整備されるようになりました。

## 平成 29 年度 中山間地域等直接支払制度取組状況

平成 29 年度は 9 市町で 99 協定、約 557ha の農用地を対象に約 55,653 千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

### 平成 29 年度 交付実績

#### 市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	99	99	-	557	557	-	55,653	55,653	-
日立市	3	3	-	7	7	-	993	993	-
常陸太田市	40	40	-	177	177	-	23,147	23,147	-
高萩市	9	9	-	146	146	-	11,838	11,838	-
北茨城市	3	3	-	33	33	-	2,973	2,973	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	23	23	-	90	90	-	6,470	6,470	-
桜川市	3	3	-	42	42	-	2,835	2,835	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,943	1,943	-
太子町	11	11	-	18	18	-	3,810	3,810	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したもので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

#### 交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
557	549	103	430	16	9	4	5	0

※ 面積等は単位未満を四捨五入したもので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

### 集落協定の活動内容 (単位：件数)

#### 農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	99
農道の管理	99
農地の法面管理	82
柵、ネット等の設置	63
賃借権設定・農作業委託	27
簡易な基盤整備	6
既荒廃農地の保全管理	5
担い手の確保	3
その他	3

#### 多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	69
保健休養機能	景観作物の作付	44
	体験民宿 (グリーン・ツーリズム)	1
自然生態系の保全	魚類・昆虫類の保護	2
	堆きゅう肥の施肥	3
その他活動		7

#### 農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	1
	担い手への農地集積	3
	担い手への農作業の委託	3
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	67

※ B要件の取り組みは該当なし。

# 中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

## 1. 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、県知事が特に定めた基準を満たす地域

## 2. 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上、畑・草地・採草放牧地: 8°以上)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①~④の基準に準じて、県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

## 3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

## 4. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

## 5. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

# 中山間地域等直接支払制度の内容

## 制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

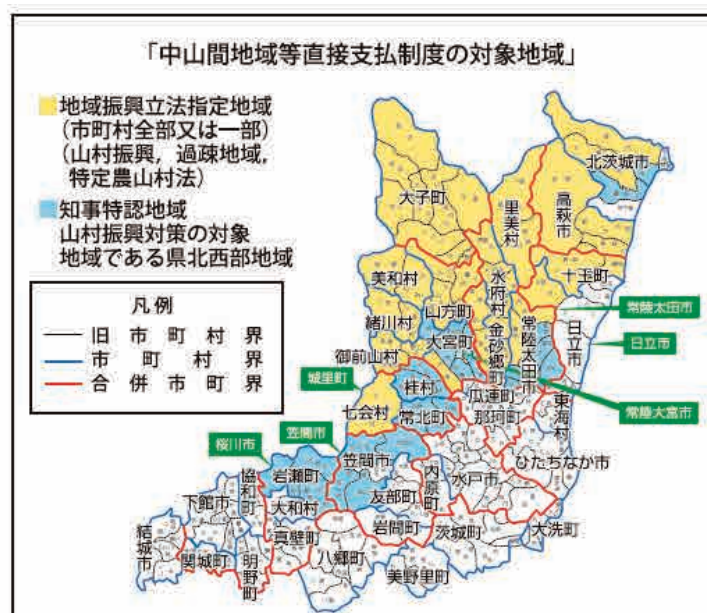
平成27年度から平成31年度までの第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりの後押しや、超急傾斜農用地の保全・活用に関する活動を支援するなど、農業や農村を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化し実施されています。

## ● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法，山村振興法，過疎法の指定地域	県知事の特認地域
日立市	旧十王町，㊦中里村	—
常陸太田市	旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村， ㊦誉田村，㊦河内村	㊦機初村，㊦世矢村，㊦西小沢村， ㊦幸久村，㊦佐竹村，㊦佐都村
高萩市	全域	—
北茨城市	㊦関本村，㊦華川村	㊦磯原町，㊦関南村
笠間市	—	㊦大池田村，㊦北山内村， ㊦南山内村，㊦西山内村
常陸大宮市	旧御前山村，旧山方町，旧美和村， 旧緒川村，㊦大場村	旧大宮町（㊦大賀村，㊦世喜村， ㊦上野村，㊦静村，㊦塩田村，㊦玉川村）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町，旧桂村
大子町	全域	—

※（注）㊦市町村名は，昭和25年2月1日当時の市町村名

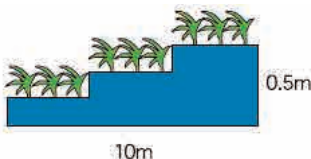
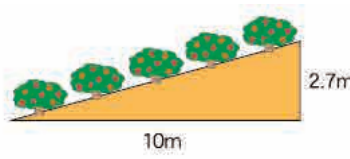
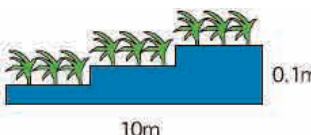
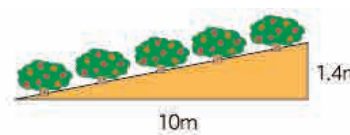


## ● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1 ha 以上の団地、または  
集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものです。

○急傾斜地		10a 当たりの交付額
水田 傾斜 $1/20$	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 $15^\circ$	田 <b>21,000 円</b>
		畑 <b>11,500 円</b>
		草地 <b>10,500 円</b>
		採草放牧地 <b>1,000 円</b>
○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）		10a 当たりの交付額
水田 傾斜 $1/100$	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 $8^\circ$	田 <b>8,000 円</b>
		畑 <b>3,500 円</b>
		草地 <b>3,000 円</b>
		採草放牧地 <b>300 円</b>
○小区画・不整形な田		
○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）		

## ● 加算措置（10a 当たり加算額）

①集落連携・機能維持加算	
ア 集落協定の広域化支援 地目によらず <b>3,000 円</b>	複数集落（2 集落以上）が連携して広域の協定を締結し、中心的な役割を担う人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算
イ 小規模・高齢化集落支援 田 <b>4,500 円</b> , 畑 <b>1,800 円</b>	本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算
②超急傾斜農地保全管理加算	
田・畑 <b>6,000 円</b>	超急傾斜地（田： $1/10$ 以上，畑： $20^\circ$ 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

## ● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下、農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

## 集落協定について

### ● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の中で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

#### ～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
  - ・農用地の管理者及び受託の方法
  - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
  - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスタープラン
  - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
  - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



### ● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

### ● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

#### 通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)  
以下の取組までを行う協定には  
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスタープランの作成
- ② 農業生産活動等
  - 耕作放棄の発生防止活動  
高年齢農家の農用地の賃借権設定、  
法面保護・改修等
  - 水路・農道等の管理活動  
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動  
(次のうち1つ以上を選択)
  - 国土保全機能を高める取組  
周辺林地の管理等
  - 保健休養機能を高める取組  
景観作物の作付け、  
市民農園・体験農園の設置等
  - 自然生態系の保全に資する取組  
魚類・昆虫類の保護等

#### 通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には  
通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等保全体制整備
- ② 農業生産活動等の継続に向けた活動  
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産性の向上 (2つ以上を選択※取組の内容・条件により1つ以上の場合もあり)</li> <li>・ 機械・農作業の共同化</li> <li>・ 高付加価値型農業の実践</li> <li>・ 農業生産条件の改良</li> <li>・ 担い手への農地集積</li> <li>・ 担い手への農作業の委託</li> </ul>
B 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性・若者等の参画を得た取組 (1つ以上を選択)</li> <li>・ 新規就農者による営農</li> <li>・ 農産物の加工・販売</li> <li>・ 消費・出資の呼び込み</li> </ul>
C 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団的かつ持続可能な体制整備</li> <li>・ 協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築</li> </ul>

# 手続きの流れ

## 協定の作成と活動の実施

### ① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

### ② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出<sup>(注)</sup>し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）

協定の認定（市町村→集落）

### ③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

### ④ 実施状況の確認（市町村が実施）

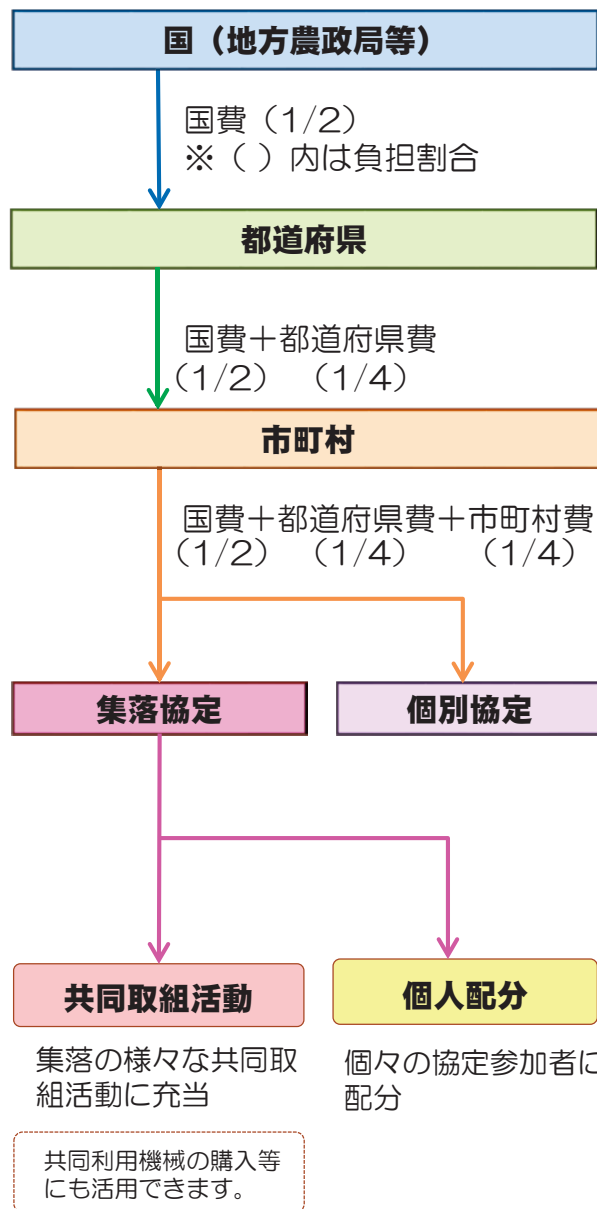
- 市町村が活動の実施状況を確認します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）

### ☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

## 交付金交付の流れ



### ☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。